

林業信用保証では

事業承継のための資金繰り を支援します！

自社の株式や事業用資産を買い取るための資金、運転資金等の調達にご利用できます。

事業承継支援保証のポイント

- ① 最大で **5年間保証料を免除** することができます
- ② 実質 **無保証人** でご利用することができます
- ③ **人（経営）、資産及び知的資産** の承継を伴うものが対象です

※保証については一定の審査があります。

お気軽にご相談ください

独立行政法人 農林漁業信用基金
電話 03-3434-7825 (林業信用保証管理部)
〒101-0047 東京都千代田区内神田一丁目1番16号
大手町ゲートビルディング5階
<https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/index.html>



ご利用条件について (必ずお読みください)

対象事業	親族内承継、役員・従業員承継及び社外への引継ぎを行う事業承継であり、人(経営)、資産及び知的資産のいずれかの承継を行うものを対象とします。
保証要件	保証対象者は、次の(1)又は(2)に該当し、かつ、(3)に該当する林業・木材産業を営む法人とします。 (1) 保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 (2) 令和9年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの (3) 次の①から④の全ての要件を満たす法人 ① 資産超過であること ② EBITDA有利子負債倍率(※)が10 倍以内であること ③ 法人・個人の分離がなされていること ④ 返済緩和している借入金がないこと ※EBITDA有利子負債倍率＝(借入金・社債－現預金)／(営業利益＋減価償却費)
対象業種	① 造林・育林 ② 素材生産 ③ 木材・木製品製造(製材、プレカット、合板製造、チップ製造、集成材製造など) ④ 林業種苗生産 ⑤ 薪炭生産 ⑥ きのか生産(原木栽培、菌床栽培、堆肥栽培、林地栽培いずれも対象) ⑦ 木材卸売等(木材の卸売、木材市場又は木材の輸送)※ ⑧ 木材製品利用(土木工事、建築工事、家具・装備品製造、パルプ製造、紙製造又は木質バイオマス発電・熱供給)※ ※制度資金を利用する場合に限り対象です。
保証割合	原則80%
保証限度額	6億円(関連企業を含めた一被保証者当たりの限度額。他の保証分も含む。)
保証期間	運転資金：3年以内(長期運転資金の場合は7年)、設備資金：15年以内(通常の保証期間と同様です。)
返済方法	一括返済／分割返済
保証料	0.15%～1.80% 最大で5年間保証料を免除することができます。
貸付利率	融資機関所定の利率
保証人	連帯保証人は免除することができます。
担保	ご利用条件により必要となる場合があります。
出資金	保証額に応じた出資金が必要です。 (完済後、ご請求により払戻いたします。)
その他	事業見通しや経営理念などを記載した計画書を作成いただき、審査を行います。 計画書様式ダウンロード： https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/shinyouhosyou/index.html#cmsyoshiki
申込窓口	お近くの取扱い金融機関へ直接お申込みください。 https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/shinyouhosyou/yushikikan.html